

こちらのページは、平成28年12月1日に
民生委員・児童委員及び主任児童委員
が委嘱されましたことをお知らせする
ページです。

各地区の民生委員・児童委員及び主任
児童委員につきましては、福祉課福祉
グループまでお問い合わせください。

こちらのページは、平成28年12月1日に
民生委員・児童委員及び主任児童委員
が委嘱されましたことをお知らせする
ページです。

各地区の民生委員・児童委員及び主任
児童委員につきましては、福祉課福祉
グループまでお問い合わせください。

こちらのページは、平成28年12月1日に
民生委員・児童委員及び主任児童委員
が委嘱されましたことをお知らせする
ページです。

各地区の民生委員・児童委員及び主任
児童委員につきましては、福祉課福祉
グループまでお問い合わせください。

子どもの人権

子どもの人権を守るためには、家庭、地域、学校など社会全体で積極的に協力・行動していくことが必要です。市では、子どもを「社会の宝」として地域全体で育み・見守る社会を醸成するため、次の施策に取り組んでいます。

子どもの人権を尊重する意識づくり

児童の権利に関する条約の理念を普及・啓発し、異世代間交流など子どもの人権を大切にすることを意識づくりを進めます。

虐待、いじめ、体罰など子どもの人権に関わる重大問題への対応

子どもや保護者のための相談体制を充実し、予防や心のケアに努めます。

また、家庭、地域、学校、



人権推進課人権同和・
男女参画G
内線2271

関係機関の連携による情報の共有化など、早期発見・早期解決に向けた体制づくりを進めます。

豊かな人間性を育む教育の推進

人を思いやり、いたわる心を育むことができるよう、学校などにおける心の教育を充実させます。

子どもが健やかに育つ環境づくり

地域で子どもを見守り、育む環境づくりのため、子育て家庭への支援や安心して遊び交流できる場を提供します。

また、子どもを保護や援助の対象としてだけでなく、独立した人格として尊重する意識を持ち、子どもが社会に参加しやすい環境づくりに努めます。

人権侵害に対する相談支援体制の充実

地域や関係機関と連携を強化し、最適な救済機関に案内する仕組みや誰もが相談しやすい身近な相談体制の整備などの充実を努めます。